

平成24年第1回定例会

## 森町議会会議録

5月第1回会議

平成24年第1回森町議会定例会5月第1回会議会議録 (第1日目)

平成24年5月8日(火曜日)

開議 午前10時00分

休会 午後 1時32分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告

追加日程

- 1 緊急質問
- 2 緊急質問
- 3 緊急質問
  
- 3 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3号 平成24年度森町一般会計補正予算(第1号)
- 6 議案第 4号 平成24年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 同意第 1号 教育委員会委員の任命について

○出席議員(14名)

議長 16番 野村 洋 君	2番 山田 誠 君
3番 宮本 秀逸 君	4番 松田 兼宗 君
5番 前本 幸政 君	6番 川村 寛 君
7番 西村 豊 君	8番 木村 俊広 君
9番 堀合 哲哉 君	10番 中村 良実 君
11番 小杉 久美子 君	13番 三浦 浩三 君
14番 東 秀憲 君	15番 黒田 勝幸 君

○欠席議員(2名)

副議長 1番 菊地 康博 君	12番 長岡 輝仁 君
----------------	-------------

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
総務課長	木村 浩二 君

総務課参事	佐々木	陽市郎	君
砂原支所長	輪島	忠徳	君
税務課長	木村	哲二	君
企画振興課長	金谷	孝己	君
農林課長	久保	康人	君
水産課長	島倉	秀俊	君
建設課長	小井田		徹君
さくらの園・園長	釣	隆吉	君
教育長	磯辺	吉隆	君
学校教育課長	清水	雅信	君

○出席事務局職員

事務局長	佐藤	洋	君
事務局次長	藤田	司志	君
庶務係長	喜田	和子	君

○会議に付した事件

- 1 緊急質問
- 2 緊急質問
- 3 緊急質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会は成立しております。

平成24年第1回森町議会定例会5月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により5月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、三浦浩三君、14番、東秀憲君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎動議の提出

（「動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） 動議ですか。

（「提出したいんですが、よろしいですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） ちょっとお待ちください。ただいま4番、松田兼宗君から……松田兼宗君、何の関係でしょうか。

○4番（松田兼宗君） 5月14日に行われる姉妹町であります遠州森町とのいわゆる防災協定につきましての緊急質問をしたいというふうに、その動議を提出したいと思います。

○議長（野村 洋君） 防災協定についての質問ということよろしいでしょうか。

○4番（松田兼宗君） はい。

○議長（野村 洋君） 再度申し上げます。

ただいま4番、松田兼宗君から防災協定の件について緊急質問の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がおりますので、成立いたしました。

したがって、4番、松田兼宗君の防災協定に関する緊急質問の動議を議題といたします。

この採決は起立によって行います。

4番、松田兼宗君の防災協定の緊急質問を日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

したがって、4番、松田兼宗君の防災協定の緊急質問を日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことに可決されました。

ここで皆様にお諮りいたしますけれども、前回の3月会議から町長の答弁は自席で行うことにされております。言ってきております。今回は緊急質問でございますので、議員も自席で行うということにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

#### ◎追加日程第1 緊急質問

○議長(野村 洋君) それでは、4番、松田兼宗君の発言を許します。

○4番(松田兼宗君) それでは、5月14日に行われる姉妹町であります遠州森町との災害時における相互応援に関する協定書の調印式が行われることになっております。そのことについて緊急質問をさせていただきたいと思っております。時間がもう1週間も切っている状態の日程のない中でのことなので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目に、昨年9月会議におきまして、決算委員会においていわゆる自治体同士の防災協定の締結の必要性について質問をしたところ、当時の増田副町長が姉妹町という中での職員の交流が可能であるとして必要ないという答弁をしております。そんな中で、突然相互応援協定の締結となった経緯についてまずお聞きしたいと思います。

2つ目に、議会からの協定書の内容を問い合わせた後、森防災第6号、平成24年の4月24日付で議員へ調印式への出席の案内を出したという経緯があります。そういう経緯の中なのですが、いまだ議会に対するその防災協定に対する説明がないという状態なのですが、今後その説明が必要ないと考えているのか。さらに、この調印式にかかわる予算はどの程度を予定しているのかをお聞きしたいと思います。

3点目に、遠州森町は一部浜岡原発より30キロ圏内になっている部分があるわけですが、南海トラフの巨大地震の発生によって、高さが21メートルを超える津波が想定されている中で原発事故も当然考えられるわけです。万が一の場合、原発事故があった場合、当然職員を派遣するわけですから、そういう状況であっても職員を派遣するということを考えておられるのか。さらに、当然この協定内容については職員に周知徹底させておく必要があるのだと思っておりますけれども、それは考えているのかどうか。

4つ目に、出席要請を出した議員が協定内容を全く知らないということは、わざわざ北海道にまで5名か6名ですか、町長を初め正副議長もこの森町に来て調印式に来ると。そんな中で、参加する我々議員が中身について全然知らないという話にはならないだろうと。というよりも、向こうに対して失礼なことではないかと考えるわけです。もし行政同士の実務ベース的な協定であれば、ここまで大げさな調印式というものに対して議員の出席も必要ないのではないか、あるいは単なる協定書のサインした文書のやりとりだけで済むのではないのかというふうに考えられるのですが、その辺いかがお考えなのか。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 9月の定例会で副町長は必要ないとの答弁をしております。実は11月に恒例の静岡森町の2万人まつりに行ったときに先方の町長のほうから私のほうに、お互いに離れている森町、両方が災害に同時に遭うということはまずないだろうと、もしお互いどちらかが災害になった場合にポイントでお互いに支援し合おうではないかというお話がありました。それはいいことだなということで、ではぜひそれは協定を結びましょうということで向こうの静岡の森町とお話をしたものでございます。その何か災害があったときにこちらから人間を派遣するとか、そういうことは考えていません。まずは物資の支援だとか、そういうようなことをお互いにやろうではないかということでございます。今後それが明らかに人を派遣するとか、そういうことになった場合には、それはいろいろと考えながらしなければいけない。また、訓練された人間、浜岡原発の話もありますけれども、こういう場合には訓練された人間でないといわずいわけでございませうから、そういう場合には当然行けないと。森町でもそうなった場合には、この森町だけというよりも広域にもし災害があった場合にこれをポイントで静岡の森町が支援をしてくれると。もちろん広域の事故の場合でもこちらからも、北海道森町からも静岡の森町に支援をします。ご存じのように去年の3.11のときには、たくさんの赤十字のほうに支援が行ったけれども、お金が回ってこないということがありました。しかし、そういうことではなくてポイントでお互いにそれをやろうではないかという話でなったものでございます。議会のほうには、特にこのことについては説明はなくてもいいだろうということで私も思っていましたけれども、議会にきちんとした説明をしておかなかった点については、これは反省しなければいけない点ではないかなと、そのように思っております。

それから、正副議長が来ていただきますので、ぜひそういう意味でこういう協定を結ぶということで議会のほうにはお話をしましたけれども、詳しい説明というのがなかったと

いうことについては、これは申しわけないという気持ちでいなければいけないと、今後気をつけなければいけないと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 予算上のことを聞いておりましたけれども、これはそうしたら防災交通課長。

○防災交通課長（福田繁幸君） お答えします。

予算上の計上はしておりません。既存の予算内の範囲で執行しようというふうを考えておまして、食糧費と消耗品と合わせて30万程度というふうを考えています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 去年の2万人まつりに行ったときの話から始まったということなのですが、いろいろこの間その経緯がちょっとわからなくて、この防災協定を私自身は反対しているというわけではないです。それだけは勘違いしないでほしいのですが、せっかく防災協定を結ぶということは、よく瓦れきの問題できずなの問題をよく言います。きずなをつくらなければこの防災協定、相互の援助関係というのは成り立たないわけです。と私は思うのです。とすれば、もっと広く町民に、お互いの町の町民にこういう協定を結んでいますよと。ふだんから日常的に毎年行き来している町同士なわけですから、その中で全くこういう協定を結んだことを議会にも知らされていない、あるいは突然予定もしていなかったという感じなわけです。たまたまこの協定を結ぶのだという話があった時点で、資料を取り寄せた後から、後追いを聞かれたから議会に対して、議員に対して案内を出しているという状況だと思います。そういう中で、こういう形で進められていくのはいかがなものかと。要するによく言われる議会軽視ということになるのだと思うのですが、その辺はいろんな面で町長の場合が多いのだと思います。職員のほうからそういう話が、議会を含めてこの協定に関しての周知に関してもっと進言とかなかったのかどうか、非常に疑問に思います。

それと、先ほど町長が言っていました職員の派遣はしないというような形で言っていますが、もともとこの協定書というのは、多分担当の課長は知っているのだと思うのですが、自治法の252条の17、職員の派遣の部分から持ってきてつくっているはずなのです。職員の交流の部分なのです。先ほどはしないということの言い方をしていますけれども、そういうことはきちっと書いているわけです。お互いにその費用負担をどうするのかということを含めて書いてあるわけです。そんな中で、先ほど言いました浜岡原発の問題があるわけですから、それを先に職員がそういうものも知らない状態の中でそういう協定が結ばれているという中になると、おまえ行けという話になってしまうと、事故のときに行かなければならないのですか、拒否できないという状況にならないですかという問題も出てくるわけです。そういう形で、町長の今回のこの協定の中身についての進め方というのは非常に疑問がある。だから、今回こういう形で緊急質問せざるを得ないと私は思

って今回しているわけです。だから、今後これをどうやっていくのか、進めていくのか。この協定は14日に迫っているわけですから、協定するのが。それ以前にもっと詳しいこの協定書の中身について議会に対して説明があってもしかるべきだったし、まだ時間は1週間ないですけども、それを今後する予定があるのか、する気があるのか。

さらに、この話が去年の11月に話が進んで、話が持ち上がっているということからすれば、何度も議会あるいは全員協議会があったわけです。そういう場で以前から、去年のうちから早ければこういうのがあるのだということで議会のほうに話があってもしかるべきだったのではないかと思うわけですけども、その辺を含めてどう今後の進め方として考えておられるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 非常にいい話で、この浜岡原発がどうのこうのと、そんなところまでは当然考えておりません。もし原発で何かあった場合に、では町の職員を送るか、そんなものは送るはずがないのです。そして、この件について議会に議決を求めなければいけない私は問題ではないと思います。だから、これについては議長、また議員の皆さんにもぜひ出席してもらいたいということであって、それほど議会に諮らなければいけないほどの重要な案件だと私は認識しておりませんでした。何でも教えろというのだったら、これはしなければいけないけれども、これは私はしなければいけない話とはまた違うと。この前、建設協会との災害時の協定も結んでおります。これももちろん議会にも議決を諮っていないと思います。ただ、この先方から来る方たちに対して、うちの議会に連絡をしていないと。これは、こういう協定を結びますよという話の中で、その程度で済むお話だと、私はそのように認識しておりました。それがいけないということであれば、これからこういうことについては議会のほうにお知らせする意思はあります。

以上です。

○4番（松田兼宗君） 例えば14日に来ますよね。静岡から正副議長、あちらの町長も来ます。そんな中で、我々議員が出て当然言葉を交わすことがあるわけです。そんな中で、協定書の中身について全く知らされていないという中で話できますか。そういうのは知らされていないのですよねという話で言えますか、相手に対して。非常に失礼な話ではないですか。それを言っているのですよ。だから、必要がない状態ならこんな大げさな協定調印式なんてやる必要がないのではないということになってしまうわけではないですか。議員にはそういう案内を出して、出席してくださいという形で出して、1週間か2週間、そのぐらいしか時間のない中でそういうようなことをやっっているながら、こういう調印式に出



てくれというふうにならないと私は思うわけです。だから、どうも町長のその辺のお考えがよくわからない。何でも議会に教えろとかという話とは違います、今回は。非常に相手に対して失礼だと。この協定の内容を議員の人たちが、本当はそれ以前にこれだけの協定を結ぶわけですから、町と町の間での協定ですから、町民がお互いにわかって、そういう協定を結ぶのだとわかって当たり前のことなのではないですか。それでないときずなは生まれません。人間関係がうまくいかないわけです、中身知らないわけですから。それを言っているのです。だから、この協定に対して反対しているわけではないのです。そのやり方がちょっとボタンのかけ違いがあるのではないですかと私は思うわけです。だから、これからまだ何日か日にちがあるわけですから、先ほど原発の絡みでそういう場合は当然職員は派遣するわけがないということを行っていますけれども、そういう状況にならざるを得ない、県外ぎりぎりですから、あそこは。一部かかっています。それ以外の人は出すのですかという問題もあるわけです。その辺の認識の違いを職員がどう考えているのか。この問題に関して全然わからない中で進めているというのはおかしいのではないですかということを行っているわけです。そのことを含めまして、要するに14日までにこの説明をする気があるのかどうなのか、最後なのでそれを確認して私の質問を終わりたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 私は、それほど議会にいろんなことを諮って言わなければいけない、それほど的事案だというふうには考えていませんでした。議会のほうで今松田兼宗議員がそのように申し上げるわけですから、全員協議会等でもし時間があるならそこで説明するということについてはやぶさかではございませんので、もし議会のほうで時間がとれるようでしたら私は説明に担当の者に伺わせます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で防災協定についての緊急質問を終わります。

#### ◎動議の提出

（「議長、9番」の声あり）

○議長（野村 洋君） 何でしょうか。

○9番（堀合哲哉君） 町有地売り払いの決裁書類の紛失についての緊急質問をさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町有地売り払い……

○9番（堀合哲哉君） 決裁書類の紛失について、いわゆる公文書です。

○議長（野村 洋君） 決裁書類の紛失について、賛成の方いらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） ただいま9番、堀合哲哉君から町有地売り払い決裁書類の紛失の件についての緊急質問の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成がありますので、成立いたしました。

したがって、9番、堀合哲哉君の以後約しますけれども、公文書紛失の件に関する緊急質問の動議を議題といたします。

この採決は起立によって行います。

9番、堀合哲哉君の公文書紛失の件についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第2として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

したがって、9番、堀合哲哉君の公文書紛失の件についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第2として直ちに発言を許すことに可決されました。

#### ◎追加日程第2 緊急質問

○議長(野村 洋君) 9番、堀合哲哉君の発言を許します。

○9番(堀合哲哉君) 町有地売り払いの決裁書類の紛失について、緊急に質問をさせていただきたいと思っております。

北海道新聞は、尾白内113番の2の町有地の売り払いに関する決裁文書の一部が紛失し、この紛失した文書は町長がみずから決裁した唯一の書類であると報道をいたしました。この関係で、その他いろいろ記載、記事になっておりますので、真実も含めてここで明らかにしていただきたいというふうに思います。総務課長にお聞きしたい部分もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それと同時に、ここで記事になっております3人の職員が処分されたという記事になっておりますので、3人の方がこの場にいるようにしていただきたいなというふうに思います。以上、まず最初にお願ひを申し上げておきたいと思っております。

それで、まず質問をいたします。北海道新聞の報道そのもの、紛失した書類、いわゆる2009年9月16日、この文書が紛失したとありますが、これは事実でしょうか。もし事実とするならば、町有地売り払いに関する調査特別委員会、昨年12月27日から第1回開催しております、への提出資料の中にこの公文書がございます。この公文書は、原本からの写しではなかったのかということも同時にお聞きしておきたいと思っております。

2点目であります。総務課管財係が昨年11月末にファイルとして保管されているのを確認している、これは11月何日のことでしょうか、期日をはっきり言っていただきたい。それと、紛失に気づいた12月上旬とは12月何日のことでしょうか。

3点目、紛失発覚直前に担当外に一時貸し出されたとあるが、貸し出したならば貸し出し日、返却日、だれに貸し出したのか、その目的は何なのか、それをお答えいただきたいと思っております。

それから、4点目、公文書紛失にかかわったとして職員3名を訓告処分としておりますと報道しておりますが、これが事実ならば処分を訓告処分とした理由は何なのか。また、公文書を紛失した町長自身の処分はどのようになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） この件は、もう既に司直に渡って、司直のほうで捜査している問題でございます。今ここで答弁することによって司直の捜査に影響することも多々ございますので、この点については答弁は差し控えさせていただきます。

（「それしか回答ないんですか。ほかに言うことないんですか。ないんですか」の声あり）

○9番（堀合哲哉君） 司直に渡って捜査への影響と。何もございませんよ、これ。それ町長が不利になるから影響あるとおっしゃっているのですか。あなた自身がますます怪しくなりますよ。これの件も捜査の対象になるわけではないのです。今警察当局が捜査の対象としているのは、前副町長を町長が告発してそれが受理されて、有印公文書疑惑についての調査なのです。これと全く関係ない。きちっと答える義務があなたたちにあるのです、町長。これをこんなわけのわからないようなことで濁すこと自体とんでもない。納得できない。全部1つずつ答えてください。

○町長（佐藤克男君） これについては、捜査にかなり影響する問題でございます。ですから、これについては答弁することについては差し控えたいと思います。

（「だから何に影響があるのか答えないとだめだ。何の影響があるの。具体的に示しなさいよ、何の影響があるのか。ただ影響、影響で、そんなものお茶濁したってだめだよ、そんなの。こういう事実が、報道されたのが事実なのかどうなのか、それを認めなさいよ。事実でないんですか。議長、総務課長に答えさせてください。だめだ。事実なのかどうなのか。だめだ、そんなもの」の声あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○総務課長（木村浩二君） 何点かご質問をいただきましたが、その中で紛失したということは事実でございます。ただ、それ以外、堀合議員が聞かれた内容につきましては、町

長が言うように現在これらについても警察から資料の要求がございますので、この点につきましては町長と同様ここでの答弁は差し控えたいというふうに思っております。

(「それじゃだめなの。資料の提出が……」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長(佐藤克男君) この件についても捜査対象になっておりますので、答弁できないということでは言っているわけでございます。

以上です。

(「そんなことで答弁できないということないんだ。答弁できるんだ。捜査と何関係ありますか。貸し出した日と戻した日を聞いているんですよ。そんなのきちっとやらないとだめなの。立ってしゃべりませぬ」の声あり)

○議長(野村 洋君) マイクを通してしゃべってください。

○9番(堀合哲哉君) 結局あなたご自身が訴えておきながら、そして私の今の質問にも全く答えられないというのはとんでもない話なの。だから、司直の手に渡ったら何も答えられないということあるわけないの。あなたを取り調べ受けているのですか、町長。そうではないのでしょうか。きちっと話してくださいよ。これ譲れない。

議長にお願いしたいのですが、そんなにしゃべれないのなら森町文書取扱規程第30条で、保存簿冊の利用のときの保存簿冊持出簿への記入が義務化されております。それで、この持ち出し、返却確認のため保存簿冊持出簿の提出を求めたいと思うのです。よろしく願いしたい、まず。

それと、事実関係が明らかでない私の質問は前に進めない。すべて推測で私しゃべるわけにもいかないのだ。議長、暫時休憩をとっていただいて、この簿冊の提出をこの議会に今すぐ提出することを望みたいと思います。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまの件について、ちょっと総務課長のほうから説明がありますので、お聞き願いたいと思います。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

ただいまのご質問の簿冊持出簿の管理ということでございますが、我々が管理しているものは例えば庁舎外に持ち出す場合あるいは貸し出す場合、そういう場合には管理をさせていただきますが、庁舎内での貸し出し等についてはそういう管理をさせていただきますので、こういう資料は存在しないということになります。

以上です。

（「休憩中でしゃべって……」の声あり）

○議長（野村 洋君） 戻していますよ。本会議に戻していますよ。

（「戻すの」の声あり）

○議長（野村 洋君） 戻しています。

（「戻したら終わっちゃうんだよな」の声あり）

○議長（野村 洋君） よろしいですよ、どうぞ。

○9番（堀合哲哉君） 今の総務課長の答弁では私は納得できない。庁舎外に持ち出す場合なんて30条で何の規程もないですよ、これ。大体こういう書類を、道新報道が事実だと総務課長おっしゃったので、大体担当外に一時貸し出したという、担当外に貸し出すこと自体がおかしいわけでしょう、この土地の書類を。だから、これでは規程上は外へ持ち出す場合ではないのです。ですから、これは今総務課長の話にならない。ありませんではないのです。様式第10号があるのです。だめですよ、そういうのは。だれがどのように見たかというのをほかの場所でもやっているのだよ。今個人のプライバシーのかかわりで、簡単に職員だってそれにかかわる書類って見れないことになっているの。そうでしょう、税務課長。そういうことなのです。それなのにこのことだけは庁舎から外に持ち出すときだけの規程なんていうのは、こういう解釈はできない。これあるはずですよ。こういうことにきちっと答えないと疑惑がますます深まるだけです。管財の係長もご出席いただいているのですが、実際の担当者としてこういう簿冊にきちっとつけていらっしゃると思うのだけれども、これ特異な例で毎日あるわけではない、こういうのは。1年に1回もないかもしれない。総務課長、いかがなのですか。

○総務課長（木村浩二君） お答えいたします。

その規程にある条文につきましては、庁外、庁内という区分はしていないかと思いますが、我々が一般的に考える持ち出しというのは庁外というふうに認識させていただきます。通常の業務の中でも関連する仕事の中でお互い書類を貸し出す、借りるということは多々ありますので、そういう意味からして持ち出す場合は庁外でないのかなというふうに私どもは認識させていただきます。

○9番（堀合哲哉君） それは総務課長、違うと思う。ほかの課でその情報が必要だといったときに、簡単に見たりすることできないのですよ。それだけ森町は厳しくやっているはずですよ。ですから、何課の何の職員が何の目的でそれが必要なのかどうなのかというのは、きちっと帳簿につけているはずなのです。つけてないとだめですよ、これ。何か貝な

ってしまって全然だめだ。

それで、では私は新聞報道が事実だとして想定のもとに聞きたいと思います。議長、よろしいでしょうか。

○議長（野村 洋君） はい、どうぞ。

○9番（堀合哲哉君） 今さっぱり話しません。まず、12月上旬、11月の何日のことか、下旬のころだと思うのですけれども、下旬から12月上旬、12月何日も答えません。この間に、総務課長は先ほど事実だとおっしゃったので、貸し出しをしているということですね、持ち出しを。持ち出したのは佐藤町長、あなたです。あなたが持ち出したの。それで、あなたが持ち出しておいて、それで紛失に気づくわけです。そうすると、なぜ町長が何の目的でそういうものを持ち出して、そして何を確認したかったのか、その後紛失しているはずですから。そうではないですか。そうでなければそうではないとお答えください。

それで、職員の処分問題、ある町民から言われました。重要文書の紛失にとっては処分が緩い、甘過ぎる、こういう声もあるのです。それで考えられるのは町長自身が、事実上もしかするとあなたが破棄したかもしれない。だから、職員の処分も自然と甘くなるの。良心がとがめるのです、人間って。そういうことみたいなのですよ。それが専らの庁内のうわさですよ、町長。かなり私は真実に近いと。この書類をなくすることによって利害が生まれるのはあなた自身しかいない。ほかに存在しないの。このようなことを町民に思われて、それでも知りません、司直が調べているからその結果を待ちたいと。とんでもない話ではないですか。事実の解明は、司直は司直、議会は議会、これで行うのが当然の話だと思うのです。それを完全に無視した形で今は何も話さないと。私は推測をいたします。このことについて、町長はどのようにお考えなのか、一切そういうことはないと言えるのか、それを含めてはつきりお述べになるのが今必要ではないですか。

そして、ある面では処分された3名の職員は、私の今お話のとおりだとしたら被害者だと、逆に。そのようになるのです。だから、そのことを含めて佐藤町長きちっとしゃべってくださいよ。全然しゃべらない。これ以上しゃべらないのなら、私は議長に申し上げたいのだけれども、毎回調査特別委員会をつくったってこういうことになるのだけれども、徹底的に百条委員会をつくって調べないとだめです。これだけしゃべらないのなら。それを要求したいと思います。

○町長（佐藤克男君） 今堀合議員がいろいろと推測のお話をされました。堀合議員は、私がそこから抜いたという判断のもとでお話をされておりました。しかし、私以外の者が抜いたとしたら、これは証拠として持って抜いたと、私はそのように考えています。ですから、この件について私がここでどうのこうの言ったり町の者が言うということは、この総務課の人間も全部事情聴取されますから、私もされます。ですから、言えないというのはそういうことなのです。私以外の者がもし抜いていたとしたらどうなるのですか。これは可能性は十二分にあるのです。証拠品として抜いている、これだってあるのですよ。ですから、そういうことも含めて……

(「あなたが抜いたか抜いていないかを聞いているんだよ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 静粛にお願いします。

○町長(佐藤克男君) あなたは推測で言ったでしょう。だから、そういうことで捜査の対象になっているということなのです。

(「あなたは否定していないんだよ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 発言中ですから静粛に願います。

(「私聞いているのは、あなたがそうしたんじゃないかと聞いているんだから、違うなら違う……」の声あり)

○町長(佐藤克男君) だからとっていません。私はとっていません。もし私以外の者がとっていると仮定したら、そうしたらこれは捜査の対象になっていくのです。ですから、警察ではこれも捜査の対象になっております。

(「持ち出したんでしょう。持ち出しは答えないんだ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 町長、何か追加あるのであれば、よろしいですか。

(「持ち出したんでしょう。持ち出したのは答えてくださいよ。それはもう答えない」の声あり)

(何事か言う者あり)

○9番(堀合哲哉君) 職員3人だけ処分しておいて、そしてご自身はこの時期になったら司直だよと。とんでもない話なのです。この土地問題でもあなたは減給のやつ出してこないでしょう、大体。だから、今回のこの件、新聞報道されたこの件、きちんと責任をとらないとだめですよ。どうして職員3名処分したとき、あなた自身処分しなかったのですか。その辺をお答えください。

○町長(佐藤克男君) これは、もう警察当局のほうに渡っている問題です。警察当局のほうで結果が出た時点で、これも含めて私は処分を自分に科します。ですから、ご心配ないようにしていただきたいと思います。

(「違う違う。今のはだめ。警察当局が調べたのはその後なんですよ、告発して出すのは。職員を処分したのは3月末でしょう。その時点で告発していないの。何であなたそのとき処分しないの、一緒に」  
の声あり)

○議長(野村 洋君) 堀合哲哉君、手を挙げて発言してください。

○9番(堀合哲哉君) もう何か制限終わったような感じですが、結局職員の処分は新聞報道が正しいと総務課長おっしゃったので、処分されたのは3月末でしょう。30日で訓告処分しているのです。30日というのは、佐藤町長が警察に対して告発した日ではないのですよ。それ以前でもない。できるのです、これ。だから、なぜおやりにならないのかと聞いているのです。やらなかったのかと。そうでしょう。

○町長(佐藤克男君) なぜやらないのかということについてお答えします。

ですから、この件は町有地の売り払いの件について関与、関連する問題ですから含めて、

警察、そして裁判になるでしょう。その時点で、裁判で結果が出た時点で私はひっくるめて自分の処分に科します。

（「全然違うの。その時点のことを聞いているの。同時に何で処分しないのかと、そういうことだ」の声あり）

○議長（野村 洋君） 回数が重ねておりますので、以上で公文書紛失の件についての緊急質問を終わります。

#### ◎動議の提出

（「議長、動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） 黒田議員、何の件でしょうか。

○15番（黒田勝幸君） 同じく町有地売り払いのかかわりで緊急質問をしたい。

○議長（野村 洋君） 町有地売り払いの件ですね。

ただいま黒田勝幸君の発言がありますけれども、賛同の方おりますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） ただいま15番、黒田勝幸君から町有地売り払いの件について緊急質問の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

したがって、15番、黒田勝幸君の町有地売り払いに関する緊急質問の動議を議題といたします。

この採決は起立によって行います。

15番、黒田勝幸君の町有地売り払いの件についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第3として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、15番、黒田勝幸君の町有地売り払いの件についての緊急質問を日程に追加し、追加日程第3として直ちに発言を許すことに可決されました。

#### ◎追加日程第3 緊急質問

○議長（野村 洋君） 15番、黒田勝幸君の発言を許します。

○15番（黒田勝幸君） それでは、提案説明をいたします。

町有地売り払いに関する調査特別委員会は、去る3月議会において調査結果を報告し、委員会が終了したところでございます。調査結果を踏まえて、以下3点について町長にお尋ねいたします。

まず、1点目です。尾白内の町有地売却した土地の買い戻しと残り3筆についてはもとの状態に戻し、合筆するよう提案してまいりました。その後の経過はどのようになっていますか。



2点目、前副町長の増田氏はこの事件の責任をとり、既に辞任しているにもかかわらず、4月19日に刑事告発したと報道されておりますが、やり過ぎではないか。

3点目、この事件についての町長の責任のとり方として給料の減額処分はどのようになっているのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○町長（佐藤克男君） 買い戻し、そして3筆をもとに戻すという点でございしますが、これについては今捜査が入っております。ですから、これについては捜査の状況を見て、その結果によると思います。

2点目の告発したことについて、やり過ぎというお言葉ですけれども、中で公務員が違法を犯した場合、これを知った場合、公務員は告発しなければいけないというこれは刑法上なっております。法律でそうなっております。ですから、議会からの調査委員会では結果が出なかったから第三者委員会を開いてやりなさいというような提案もありました。ですから、それよりも議会の調査特別委員会でもできなかったことだから、だからそういう意味においてもこれは告発しなければいけないということで告発をしております。決してやり過ぎだとかそういうことではなくて、法にのっとってやっておるわけでございます。逆にもし告発しなかった場合、これは町長に対する刑罰が予想されます。

3番目の町長の減額処分、これについては先ほども申したとおりこの結果が出てから、それから私は減額を決めたいと思っております。まだ結果が出ておりませんので、ですからその後その処分はさせていただきます。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 再質問させていただきます。

まず、この買い戻しと合筆の話は今進めているということですから、スピード感を持ってやっていただきたいと。買い戻しは、これも買った方が法律的に認められておりますので、大変な問題だと、こう思いますけれども、合筆についてはそんな時間かからないでできるのかなと、このように思っておりますので、ぜひ早目にやっていただきたい。

それと、2点目の副町長の件ですけれども、これについては特別委員会で町長の印鑑を預けたとかいないとか、代理決裁の依頼をしたとかしないとか、数点について両者の言い分が大きく異なっておりますよね。そういうようなことから、さらなる事実関係の解明に向けて民間人を含む第三者委員会を設置したらいかがですかということは提言しております。それを飛び越えていわゆる今回の告発となりました。この前副町長のやめられた経緯を見ますと、いわゆる解任絡みの辞職なのです。ここで町長が言っているのは、解任することによって他の職員に迷惑がかかるので、辞職するなら辞職でもどちらでもいいですよと、こう言っているわけでしょう。これ特別委員会でしゃべっているのです、町長。そうしたら副町長は、部下に迷惑かけられないからということで自発的に辞職したわけだ。ところが、今こういう告発をしたら、今までの話を聞いていると書類とか持っていかれているので、関係書類。そうしたら、次は関係者が呼ばれるのだよ、町長。それなら副

町長がやめた意味ないでしょう。全然整合性がないのです。町長が告発したことによって、これから職員が呼ばれるのだよ。副町長は、そういうことのないようにやめたのです。全然町長うそばかり言うのでしょうか。言っていることとやることが違うのだ、すべてが。だからこうやって質問されるのだ。だから、私はやはり特別委員会で提言したように、議会の特別委員会は百条委員会ではないから限界があります。それで、公平に物を見れる……町長は特別委員会を偏ったやり方やっていると批判していたでしょう、我々を。だからこそ公平に物を考えられる町民も入れながら第三者検討委員会を設置してくださいと、こう言っているのです。それを飛び越えていきなり告発だもの。そうでしょう。それを特別委員会がさっぱりあれだから訴えたような話を今しているから、だから我々が提言していることも加味しながらやってもらわないと困るわけだ。

それから、3点目の町長の給料の減額、責任のとり方ですよ。今警察でやっているからあれだということでしょう。この告発したことについては、これから司法の手で解明されていくことであって、町長にこういうこと言いたくないけれども、三権分立ってあるでしょう、司法、立法、行政。訴えたのはそっちでやればいいことであって、行政として特別委員会の答申もあったわけだから、報告もあったわけだから、それに基づいて行政の長として責任を明確にしたらいかがですかということをやっているのだよ。何でも警察どうのこうのと言ったらだめだ。それと別に考えてください。

○町長（佐藤克男君） 今のまず1点目、黒田議員は町が買い戻しだとか合筆することを進めているというお話ししましたけれども、全くそういうことはありません。そういうことはしておりません。これは、急いでやらなければいけない話ではありません。ですから、これは捜査の結果、そういうものも含めて結果が出た時点でそういうことは考えようと思っております。

それと、告発するしないということに対してご批判ですけれども、本来ならば議会から告発しろという声が出るのが当たり前です。議会が何でそういうことを言うのですか。僕は信じられません。副町長を告発しなければいけない町長の立場というのを考えたことがありますか。一番被害を受けるのは私です。だれが自分の部下を告発したいのですか。あなたたちが調査特別委員会をやって、もろもろ町中にいろんな問題をつくったではないですか。傍聴席の人たち、だれ一人としてあの調査特別委員会を立派な調査委員会だと、公平だと、だれも思っていないよ。偏った……

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） それが事実です。ですから、私は本当にあの時点で、11月で辞任してもらった、そこで終わってれば何ともなかった話です。それを調査特別委員会、何かおかしなものを始めて、そして偏った議事運営をした。黒田議員、あなたですよ。町民はみんな見ていて知っていますよ。何で私を出さないのだと、そういうことも言いました。私は傍聴席で聞いていました。そういう不公平な調査特別委員会でした。私は、何も告発する気持ちなんかさらさらありませんでした。でも、いろんなことが、事実が出てきた時

点で、これは私が胸の中にしまっておく、そういうことではない、これは告発しなければいけない重大な事件だと。会社であれば、社長にないしょで専務が会社の財産を売ったのです。大きな問題です。町有地というのは町民の財産です。これを一副町長が町長に何も言わないで売ってしまった。後からいろんなものが出てきた。それも意図的なものだと。僕は、単なる帳簿のやり違いというふうに思っていましたけれども、そんなものがいっぱい出てきた。これはやらざるを得ないです。当然のことです。これ以上言うとまた捜査のほうに影響するかもしれませんから、私はこれ以上言いませんけれども、調査特別委員会がはっきりとした答えを出したならば告発にはならなかったと、私はそのように思っております。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 何か随分特別委員会を批判しているけれども、あなた傍聴者が常に80人以上から来ている中でみんなに聞いたの。1人か2人のことでそんなことしゃべったらだめだ。いつもあなたは町民が大多数とかとしゃべるけれども、だめよ。そんなこと言うのなら、よくやっているという人もいるのです。どうするの。もっとやっつけてやればよかったのだという人いるのです。あなた、いいかげんなこと言ったらだめだ。

それと、町長が特別委員会のことをどうのこうの言うのなら、その特別委員会の過程の中で増田副町長が言っている町長がこんなに仕事がいっぱいあって、それ以外の自分のやりたい仕事できないとぼやいたわけでしょう。それで、前副町長がそれだったら私のできることを町長にかわってやりますよと言って、おい頼むと、それで印鑑を貸してくださいとなっているわけでしょう。ところが、それをことごとくあなたは否定しているわけでしょう。平行線なのでしょう。ここから始まっているのです。ここから問題が起きているの、すべての問題が。どっちも言ったか知らないよ。あなたが町長としての仕事をしていればこういうことは起きないの。再三言っているでしょう。まだ町長になったばかりで何も行政のことわからないのに、余り森以外へ走って歩くからこういうことになるのだ。去年1年間で52回も講演だか何かに行っているのでしょう。だからこういうこと起きるの。しばらく行政になれるまで町長席にいて決裁をして職員の話聞いていけばいいのだ。そういうことをしないからこういうこと起きたのだ。そういうふうにして、おかしいよ。やはり我々特別委員、ただ単の特別委員会だから限界があるの。それは百条にしたならいいだろう。つくることもできる。できないでしょう、特別委員会だもの。だからこそ第三者を提案しているわけでしょう、町民を交えた中で。あなた、自分の都合のいいようにすりかえたらだめだ、言葉。また話上手なものな。だから、訴えたのは訴えている、これは事実関係はしっかりしているから、これから司直の手で解明されていくけれども、あなたの責任ちゃんとしなさいよ。そっちは、これから進んでいけば裁判になるのかもしれない。いつなるかわからない。これから半年なり1年になるかわからないのだ。それまであなたは投げて逃げるつもりか。行政としての責任とりなさいと言うのだ。解任絡みで首にしているのだ。やめさせたということは、その人の生活権を奪っていることになるのだ。

みんな生活あるのだ。年齢が来て退職したのではないのだ。あなたが選任したの。我々が選任したのではないの。あなたが選任して議会で認めた話。それを解任絡みで首にして、今度は訴えて、職員が今度呼ばれて、そして私は裁判、司直のそれが終わるまで知りませんと、そんなの通らないよ。ちゃんと責任とりなさいよ。だめだ。

○町長(佐藤克男君) 公正中立な私は調査委員会ではないと思っておりましてけれども、今黒田議員の言葉ではっきりわかりました。町民がもっとやっつけてやればいいのだと言ったと。やっつけてやればいいと、それが委員長の仕事ですか。委員長がそう言われること自体が既にもう公正中立から離れているのです。私は、一番最初に副町長を解任しました。解任して辞任にしました。その時点で私は自分に処分しようとした。その処分をとめたのは議会でしょう。議会でしょう。調査特別委員会をやった。その調査特別委員会もあいまいな、あいまいもことしたもので、おれたちはもう手が出ないから第三者委員会をつくってやったらどうだと。何も結論出ていないではないですか。何でそこで私がそれを見て責任とらなければいけないのですか。私は、だから司直の手ではっきりしたものが出た時点で自分に責任をとります。私は、確かに増田氏を副町長に選任しました。しかし、承認したのは議員あなたたちだと。あなたたちも承認したのでしょうか。私は選任した責任もありますけれども、でも承認した責任だってそう言われたら私もそう言いたいくらいです。だけれども、私は選任した責任については重く重く感じております。ですから、この事件がはっきりした時点で私はきちっとした責任をとらせていただきます。ですから、今の時点で私が責任をとってどうのこうのということについては考えておりません。

以上です。

○15番(黒田勝幸君) こう言えばああ言うだから本当に平行線なのだよね。特別委員会はちゃんと公平にやっています。それで、自分を最初に呼ばなかったと言っているけれども、物には順序あるから、委員会として協議してそういう順位に決めたわけでしょう、呼ぶ順位を。そして、さっき言った委員長もっと町長にしゃべってやれよと、しゃべるようにしてやれよと、町長の本音を聞きなさいと、もう少し。それは、町長がそこに座って、前副町長がこっちに座っていました、参考人で。そのときに両者の話を聞いて、町民がどっちに真実味があるかと見たのです。だからそういう言葉になったということなのです。やはり増田前副町長の言っていることがもっともだなと。やはり町民だってばかでないからちゃんとわかっているのです。だからそういう言葉になったのだ。

それと、町長の処分ですけれども、12月に出したけれども、それを認めなかったでしょう。確かにそうです。事実解明をちゃんとしなければだめだからということで特別委員会設置を要求しましたから、だからあのときは認めなかったのです。だけれども、今回は3月の定例会で委員会としての結果報告しています。答申しています。だから、それを受けてやりなさいと、こう言っているのです。至極当たり前の話なのです。司直やるのとは別にしてくださいとだから言っているでしょう。それを町長がそっちがまだ今これからだからと言ったでしょう。これがもし町長、町長に失礼な話だけれども、これ半年も1年も

かかるのだから、こんな裁判にもしなっただよ。そうしたら、10月に選挙をやったあなたがなくなったらそれでチャラでしょう。何も責任とらないで終わるということになるのです。もしかしたら、そういうことをねらっているのではないの、私から言わせたら。だから、ちゃんと現段階で、片ややめているのですよ。前副町長は解任絡みで退職しているのです。それで、あなただけがのうのうというのはおかしいだろう。ということは、1月27日の第3回目の調査特別委員会で、町長が特別調査委員会を開かなければならなかったことは私の監督不行き届きであったと謝罪しているのです。そうでしょう。だから、謝罪したのだから現段階でちゃんと給料を、前は10%だったけれども、今度何%にするのだから、要らないというのだからわからないし、そういうことをちゃんと出さなさい。何でも警察のせいにしたらだめだ。そっちはそっち、三権分立あるでしょう。行政は行政の責任者としてちゃんとやりなさい。毎度言葉で逃げて、全く上手だもの、言葉はね。だめだよ、ちゃんとやらないと。男らしくしてくださいよ、少し。人間性疑われるよ、そんなことばかりしていれば。町長としてきちっと責任とることによって10月の選挙もいいほうにいくから、ちゃんとやりなさい。決断、決意を頼みます。

○町長（佐藤克男君） 今の黒田議員の話については、本当に情けないというか、男としてどうなのかなと思うくらい私は疑問を持ちます。私は、委員長として公正中立にやりましたと今言いました。あなたの支持者がもっとやっつけてやればいいのだと言われたと。あなたはやっつけていたのです、私を。やっつけていたから、あなたを支持する人はもっとやっつけてやればいいのだと言ったのですよ。それに公正中立なんてありますか。私は提案しました、議会に。とりあえず提案しました。責任のとり方で給料を減額するというで提案しました。議会は何と言ったのですか。事実解明ができないから、その減額ではだめだと。調査特別委員会で事実解明をしてから決めると言ったではないですか。調査特別委員会で事実解明できたのですか。できていないでしょう。できたのですか。できていないでしょう。警察当局に調べてもらうしかない。そこで初めて私は事実解明してから処分を決めるわけです。それは、いつになるかわかりません。私がこの10月に選挙立たないかもしれない。もし立たなかったら、私は何%かは知らないけれども、給料を戻しますよ。もし立ったとしたら戻しますよ。そのくらいのことは考えています。調査特別委員長として公正中立にやっていたいなかったということを今みんなの前で言ったのですよ、あなたは。恥じてくださいよ。委員長ですよ。もっとやっつけてやればいいのだとあなたの支持者に言われた。あなたはやっつけていたのでしょう、私を。それが公正中立と言えますか。情けない委員会だったのではないですか。堀合議員からもうやめれというのでやめますけれども、そういうことで一応黒田議員の質問にお答えさせていただきました。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 反論。あなたが町民がそう言っていると、公平でないと言うからそういう発言にもなるの、こっちも。あなたが言葉に最初気をつけないからそういうことになるのだ。

それと、委員長が公平でないとか滑ったというのは、それはその人その人の物の見方、考え方、黒田がいいという人もあるし、悪いという人もある。それは当然の話。10人が10人、いいという人はいないから、何物でも。

それと、委員会がちゃんとした答申できなかつたらと、だから警察へ訴えたと言うけれども、町長も前増田副町長もどっちかがうそを言うからこういうことになるのだ。この問題点あったでしょう、不一致の点。このときに双方がちゃんと真実を言ったらこういうことにはならないの。十分委員会でも解明できるの。どっちがうそを言っているか知らないけれども、真実を言わないからこういうふうになっているのです、我々に言わせたら。だから、これが百条委員会でないから限界がありますよということをやったでしょう。お互いが自分を守ろうとするからこういうことになっているのではないですか。どっちかがうそを言っているのでしょうか。そうでしょう。だから、双方の話聞いて、傍聴者がどうも増田前副町長の言っていることに真実味があるなと感じたのでしょうか。そういうことから町民がそういう言葉にもなっているのだということをお願いしたいのです、私は。町長はすぐ悪者つくるのだ。自分から言っておいて、今度私がしゃべったら、今度私を悪者にしての。いつでもそんなのです。すべてそんなのです。必ず悪者をつくるの。自分がいい人、そういうことなのだ。常に言葉で逃げる、そういう生き方をしてきたのでしょうか、恐らく。黒田さんどうのこうのと言うけれども、あなたのほうがかわいそうな人間だ、考えてみると。そういう生き方しかできないということ。だから、町長、真剣に今言ったご自身の処分、警察と関係なくやってください。ちゃんとやってください。できたら来月、6月議会ありますので、それまでにちゃんと出してください。要望しておきます。

○議長（野村 洋君） 答弁いいのですか。

○15番（黒田勝幸君） 同じことしか出ないからいいよ。聞かなくていい、時間かかるから。

○町長（佐藤克男君） 私が12月議会で自分の処分に対して提案したものを事実解明をしてからということで調査特別委員会が行われて、そして事実解明ができないまま第三者委員会に要望するということでした。ですから、私はこの事実関係が解明してから自分に対する処分を考えるという気持ちに変わりはありませんので、その旨お伝えしておきます。以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で町有地売り払いの件についての緊急質問を終わります。

#### ◎動議の提出

（「議長、動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） 堀合議員。

○9番（堀合哲哉君） 議会運営上、議会運営委員会を急遽開きたいと思いますので、暫時休憩を願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時27分

再開 午前 11時29分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま堀合議員から動議が出されましたけれども、動議の趣旨をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○9番（堀合哲哉君） 今私も含めて3名の議員が緊急質問をしたわけでございますけれども、特に捜査のかかわりの部分におきまして、司直の手にゆだねているので一切ここでは答弁できないというのがもうほとんどです。私は、司直は司直で調べるのはそれは当然であるし、ただ議会としてもこれは真相究明をきちっとしないと、これは町民の負託にこたえられないと、そのように思っております。ですから、運営上の問題でございますので、議会運営委員会を急遽開いていただいて、そこで議論をして、その後、員協議会で議会運営委員会の報告をさせていただいて、全員の皆さんのご理解をいただきながら今後の議会運営について、これは緊急を要することでございますので、ぜひ取り計らいのほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ただいま趣旨の説明がありました。

そのようなことで議運を開いてほしいという要望があります。ひとつこれについて皆さん方の同意を諮りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「賛成」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、賛成の同意がございましたので、休憩にして直ちに議会運営委員会を開催いたしたいと思います。議長室にお集まりを願いたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時28分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開くということで本会議を中断いたしました。そして、議会運営委員会を開きまして、その結果2点ほど理事者のほうに要望した項目がございました。結論的に理事者のほうでは、それはちょっと受け入れられないという返事が戻ってまいりまして、それで今1時から全員協議会を開催いたしました。約30分経過しまして、予定の1時半という本会議を開く時間になりましたけれども、全員協議会の中でもいろんな意見が伯仲しておりまして、ちょっと本会議に入るまでの段階に至らないと。いろいろまだ全員協議会のほうでこの議会運営上いろいろな意見を集約してまとめないと時間がかかるよ

うな状況でございます。したがって、本日の日程は延会をして、この後また全員協議会、そして議運の協議の中で次の日程が決まるまで休会といたしたいと思いますが、皆様方のご異議がございませんでしょうかということを確認したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) それでは、一応休会することに異議なしということで確認をさせていただきます。

町長、何か。

○町長(佐藤克男君) このたびこの議会が予定されて、5月8日の議会ということになりました。緊急質問ということで動議をかけられました。私は、この動議すべてにわたって緊急性は何もないと、そのように思っています。ただいたずらに議員の……

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) ちょっと黙らせて。

○議長(野村 洋君) 町長、おっしゃりたいことは何でしょうか。

○町長(佐藤克男君) 議会ももう少ししっかりしてもらいたい。これは、前からこうやって決めていることです。本題に入る前に緊急性のないものを動議かけて、こういうものを議論もせず、そして流す。私は、議会の皆さんおかしいと思います。私は、もう少しまじめにやってもらいたい。私は怒っています。いたずらに何で延ばさなければいけないのですか。議員の中からもいろんな……うるさい。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 発言をとめます。

(何事か言う者あり)

#### ◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これにて会議を終了いたします。

休会 午後 1時32分



以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成24年5月8日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員